

附属書一（第二章関係） 第十六条に関する表

第一編 一般的注釈

1 第十六条の規定の適用に当たっては、次編の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

- (e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (g) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、五年目において交渉する。
- (h) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(g)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、次編の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用い

て算定されるものについては、適用しない。

3 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編の各締約国の表の3欄に定める税率であつて、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たつては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、それぞれの年の初日に行う。

6 (a) この附属書の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b) (a)の規定にかかわらず、ブルネイ・ダルサラーム国については、十月一日から三月三十一日までの間にこの協定が発効する場合には、「年」とは、次の期間をいう。

(i) 一年目については、この協定の効力発生の日から六箇月の期間

(ii) 二年目については、(i)に規定する六箇月の期間の満了の日の翌日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(iii) その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間

第二編 表

日本国の表

1	2	3	4
関税率表番号 第一類 ○一・〇一 ○一〇一・一〇	品名 動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 馬 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	基準税率	区分 A

○一〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニ</p> <p>その他のもの</p> <p>馬</p> <p>軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニ</p> <p>牛（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>水牛</p> <p>その他のもの</p> <p>豚（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p>
○一・〇二	
○一〇二・一〇	
○一〇二・九〇	
○一・〇三	
○一〇三・一〇	
A	X A A A X A A X A

<p>○一〇三・九一 ○一〇三・九二 ○一・〇四 ○一・〇五 ○一・〇六</p>	<p>その他のもの 一頭の重量が五〇キログラム未満のもの 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの 羊及びやぎ（生きているものに限る。） 家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） その他の動物（生きているものに限る。）</p>	<p>A A A X X</p>
<p>第二類 ○二・〇一 ○二・〇二 ○二・〇三 ○二〇三・一一 ○二〇三・一二 ○二〇三・一九</p>	<p>肉及び食用のくず肉 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛の肉（冷凍したものに限る。） 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの その他のもの</p>	<p>X X X A X A</p>

○二〇三・二二	冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉	
○二〇三・二二	いのししのもの いのししのもの その他のもの	
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
○二〇三・二九	いのししのもの その他のもの その他のもの	
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○二〇六・二二	牛のもの（冷凍したものに限る。）	
○二〇六・二二	舌	
○二〇六・二二	肝臓	
		X X X A A X A X A X A X A

○二〇六・二九	その他のもの	
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限り。）	
	肝臓	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇六・四九	その他のもの	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限り。）	
○二〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
○二〇七・一一	分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
○二〇七・一二	分割していないもの（冷凍したものに限り。）	
○二〇七・一三	分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
○二〇七・一四	分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限り。）	
		X X X
		A A X A X A X A X

<p>第三類</p> <p>〇三・〇一</p> <p>〇三〇一・一〇</p>	<p>〇二・一〇</p> <p>〇二一〇・一一</p> <p>〇二一〇・一二</p> <p>〇二一〇・一九</p> <p>〇二一〇・二〇</p> <p>〇二一〇・九一</p> <p>〇二一〇・九二</p> <p>〇二一〇・九三</p> <p>〇二一〇・九九</p>
<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (生きてゐるものに限る。)</p> <p>観賞用の魚</p> <p>こい及び金魚</p> <p>その他のもの</p>	<p>る。)</p> <p>肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール</p> <p>豚の肉</p> <p>骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</p> <p>ばら肉及びこれを分割したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>牛の肉</p> <p>その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)</p> <p>霊長類のもの</p> <p>鯨、イルカ及びネズミイルカ(くじら目)のもの並びにマナティー及びジユゴン(海牛目)のもの</p> <p>爬虫類(へび及びかめを含む。)のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>三・五%</p>	<p>四・二%</p>
<p>A B 5</p>	<p>X A B A X X X X A 5</p>

○三〇一・九一	その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 養魚用の稚魚 その他のもの				
○三〇一・九二	うなぎ（アンゲイルラ属のもの） 養魚用の稚魚 その他のもの				
○三〇一・九三	こい 養魚用の稚魚 その他のもの				
○三〇一・九九	その他のもの 養魚用の稚魚 その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のも の）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属の もの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロ ラビス属のもの）				
			三・五%	三・五%	
X	A	B 5	A	X A	B 5 A

○三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。）		
○三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）		
○三〇二・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
○三〇二・一一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X X
○三〇二・一九	その他のもの		
○三〇二・二一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフトルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）		
○三〇二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）		B 5
○三〇二・二三	ブレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）		B 5
○三〇二・二九	ソール（ソレア属のもの）		B 5
○三〇二・二九	その他のもの		B 5
	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）		
			R

○三〇二・三二	○三〇二・三三	○三〇二・三四	○三〇二・三五	○三〇二・三六	○三〇二・三九	○三〇二・四〇	○三〇二・五〇	○三〇二・六一	○三〇二・六二	○三〇二・六三	○三〇二・六四
きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)	かつお	めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)	くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)	みなみまぐろ (トウヌス・マッコイイ)	その他のもの	にしん (タルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	コツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	サルディノプス属のもの	その他のもの
○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%	○三・五%
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

〇三・〇三	魚（冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）								
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ にしん（クルペア属のもの）の卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 その他のもの	五・六%							
〇三〇二・六六	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		三・五%						
その他のもの	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい			X	A				
かじき	その他のもの		三・五%						
ふぐ	その他のもの			X					
さめ									
うなぎ（アングイルラ属のもの）									
ル・ヤポニクス									
さめ									
うなぎ（アングイルラ属のもの）									
その他のもの									
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）									
その他のもの	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい								
たい									
その他のもの									
かじき									
ふぐ									
その他のもの									
肝臓、卵及びしらこ にしん（クルペア属のもの）の卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 その他のもの									
五・六%									
B 5	X	R							
三・五%									
B 5	X	A							

○三〇三・一一	太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・一九	べにぎけ (オンコルヒュンクス・ネルカ)		
○三〇三・二一	その他のもの		
○三〇三・二二	その他のさけ科のもの (肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・二九	ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		
○三〇三・三二	大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)		
○三〇三・三一	その他のもの		
○三〇三・三二	ひらめ・かれい類 (かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇三・三三	ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)		
○三〇三・三三	ブレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)		
○三〇三・三九	ソール (ソレア属のもの)		
○三〇三・三九	その他のもの		
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス)		
		三・五%	B 5
		三・五%	B 5
		三・五%	B 5
		三・五%	B 5
			X X X
			X X

○三〇三・四一	○三〇三・四二	○三〇三・四三	○三〇三・四四	○三〇三・四五	○三〇三・四六	○三〇三・四九	○三〇三・五〇	○三〇三・六〇	○三〇三・七一	○三〇三・七二	○三〇三・七三	○三〇三・七四
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(肝臓、卵及びしらを除く。)

びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)

きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)

かつお

めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)

くろまぐろ (トウヌス・テイヌス)

みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

にしん (カルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)

コツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)

その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)

いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディ

ノプス属又はサルディネルラ属のもの)

サルディノプス属のもの

その他のもの

ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)

コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)

さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ

三・五%	三・五%	三・五%	X	X	X	X	X	X	R	R	R	X
B 5	B 5	B 5										

	〇三〇三・七五	ル・ヤポニクス)					
	〇三〇三・七六	さめ					
	〇三〇三・七七	うなぎ(アングイルラ属のもの)					
	〇三〇三・七八	シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタ トウス)					
	〇三〇三・七九	ヘイク(メルルシウス属又はウロフユキス属のもの)					
		メルルシウス属のもの					
		ウロフユキス属のもの					
		その他のもの					
		にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり (セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメ ウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス 属のもの)及びさんま(コロボリス属のもの)					
		その他のもの					
		バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、た い及びししゃも					
		その他のもの					
		かじき及びめろ(ディソステイクス属のもの)					
		さわら及びたちうお					
		その他のもの					
三・五%							
B 5	R	X	A	X			
三・五%							
B 5	X						
三・五%							
B 5			A	X			

○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ	にしん（クルペア属のもの）の卵	四%
たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	R	X	B
その他のもの	R	X	B
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	生鮮のもの及び冷蔵したもの	B
○三〇四・一〇	フィレ	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエンングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X
	その他のもの	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）	X
	その他のもの	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、	X
	その他のもの	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、	X
	その他のもの	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、	X
	その他のもの	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、	X

○三〇四・九〇	<p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>まぐろ (トウヌス属のもの)、かじき及びめろ (デイソステイクス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>まぐろ (トウヌス属のもの)、かじき及びめろ (デイソステイクス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>まぐろ (トウヌス属のもの)、かじき及びめろ (デイソステイクス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	三・五%	B 5		
○三〇四・二〇	<p>冷凍したファイル</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>まぐろ (トウヌス属のもの)、かじき及びめろ (デイソステイクス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>まぐろ (トウヌス属のもの)、かじき及びめろ (デイソステイクス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	R	X	A	X

○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）	八・四%	B 7
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	三・五%	B 5
○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	三・五%	B 5
	その他のもの いとより（すり身のものに限る。）、くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）		X
	その他のもの バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししやも		A
	属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
その他のもの こんぶかずのこ	さけ科のもの卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	一〇%	A B 7

○三〇五・六一	さけ科のもの	X
○三〇五・六二	その他のもの	
○三〇五・六三	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X
○三〇五・六九	その他のもの	
○三〇六	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚	R
○三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	X
○三〇五・六二	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	X
○三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	X
○三〇五・六九	その他のもの	
○三〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X
○三〇六・一一	冷凍したもの	X
○三〇六・一一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリスルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	X

○三〇六・一二	○三〇六・一三	○三〇六・一四	○三〇六・一九	○三〇六・二二	○三〇六・二二	○三〇六・二三
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

もの)

ロブスター(ホマルス属のもの)

シュリンプ及びプローン

かに

たらばがに(パラリソドス属のもの)、ずわいがに(キオノエセテス属のもの)及びがに(エリマクルス属のもの)

その他のもの

その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)

えび

その他のもの

冷凍してないもの

いせえびその他のいせえび科のえび(パリスルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

ロブスター(ホマルス属のもの)

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

シュリンプ及びプローン

五%	五%	七%	四%
B 5	B 5	B 7	B 5
A	A	A	R
			A A A

○三〇六・二四	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの かに その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>	<p>五% R B A 5 5</p>
○三〇六・二九	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの えび その他のもの</p>	<p>七% B A 7 7</p>
○三〇七	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	<p>一〇% B B 7 5</p>
○三〇七・一〇	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの かき その他のもの スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を</p>	<p>一〇・五% B R 7 7</p>

○三〇七・二一	○三〇七・二九	○三〇七・三一	○三〇七・三九	○三〇七・四一	○三〇七・四九	○三〇七・五一	○三〇七・五九	○三〇七・六〇
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

冷凍したもの

その他のもの

いか（セピア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

たこ（オクトプス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

冷凍したもの

その他のもの

かたつむりその他の巻貝（海棲^{せい}のものを除く。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの

その他のもの

一〇%	七%	一〇%	七%					一〇%				
B 7	B 7	B 7	B 7	R	X	X		B 7	R	R	X	X

○三〇七・九一	<p>その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</p> <p>貝柱及びいか</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり</p> <p>その他のもの</p> <p>赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび</p> <p>くらげ</p> <p>その他のもの</p> <p>あさり及びしじみ</p> <p>その他のもの</p> <p>軟体動物</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>貝柱及びいか</p> <p>うに、くらげ及びなまこ</p>	七%	A	X	R	R	七%	R	X	七%	X	X	
○三〇七・九九													

第四類													
酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	<p style="text-align: right;">うに</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">はまぐり</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">あわび</p> <p style="text-align: right;">あさり及びしじみ</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">貝柱及びいか</p> <p style="text-align: right;">うに、くらげ及びなまこ</p> <p style="text-align: right;">うに</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p> <p style="text-align: right;">はまぐり（乾燥したものに限る。）</p> <p style="text-align: right;">その他のもの</p>												
	<p style="text-align: center;">一〇% 五・三% 七% 七%</p>												
X	B 7	B 5	B 7	R	X	X	R	B 7	R	B 7	R	B 7	R

○四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）	
○四〇二・二一	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）	
○四〇二・二九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	X X
	その他のもの	
○四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
	脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの	
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	X X R
	その他のもの	
	その他のもの	
○四〇二・九九	その他のもの	
	脂肪分が全重量の八%を超えるもの	
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	X X R
	その他のもの	
	その他のもの	
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又	X X R

○四〇三・一〇	<p>は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>ヨーグルト</p> <p>冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	
○四〇三・九〇	<p>その他のもの</p>	X
○四・〇四	<p>ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	X
○四・〇五	<p>ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド</p>	X
○四・〇六	<p>チーズ及びカード</p>	
○四〇六・一〇	<p>フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード</p>	
○四〇六・二〇	<p>乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）</p>	R
○四〇六・三〇	<p>その他のもの</p> <p>おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）</p> <p>プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）</p>	R
○四〇六・三〇	<p>その他のもの</p>	R

○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ							
○四〇六・九〇	その他のチーズ							X
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）							X
	ふ化用のもの						R	A
	その他のもの							
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）							
	卵黄							
○四〇八・一一	乾燥したもの				一八・八%		B	B
○四〇八・一九	その他のもの				二〇%（その率が 一キログラムにつ き四八円の従量税 率より低いとき は、当該従量税 率）		B	B
	その他のもの							
○四〇八・九一	乾燥したもの				二二・三%		B	B
○四〇八・九九	その他のもの				二二・三%（そ の		B	B

<p>○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇</p>	<p>天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>A R</p>
<p>第五類</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p>		<p>A</p>
<p>第六類</p>	<p>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</p>		<p>A</p>
<p>第七類 ○七・〇一 ○七〇二・〇〇 ○七・〇三 ○七〇三・一〇</p>	<p>食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ及びシャロット たまねぎ</p>	<p>三%</p>	<p>A B 7</p>

〇七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B 15		
〇七〇三・九〇				シャロット	A
〇七〇三・二〇				にんにく	B 7
〇七〇三・九〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		A		
〇七〇三・二〇				リーキその他のねぎ属のもの	B 5
〇七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		A		
〇七〇四・一〇				ねぎ（アリウム・フィストロスム）	B 5
〇七〇四・二〇				その他のもの	B 7
〇七〇四・九〇				キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	B 7
〇七〇四・九〇				カリフラワー	B 7
〇七〇四・二〇	芽キャベツ		A		
〇七〇四・九〇	その他のもの		A		
〇七〇四・九〇	ブロッコリー		A		
〇七〇四・九〇	その他のもの		B 7		

○七・〇五	レタス（ラクトウカ・サテイヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）
○七〇五・一一	レタス
○七〇五・一九	結球レタス
○七〇五・二一	その他のもの
○七〇五・二九	チコリー
○七〇六・一一	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）
○七〇六・九〇	その他のもの
○七〇六・九〇	にんじん及びかぶ
○七〇六・九〇	その他のもの
○七〇七・〇〇	ごぼう
○七〇七・〇〇	その他のもの
○七〇八	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）
○七〇九	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限りとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七〇九・一〇	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）
○七〇九・二〇	アーティチョーク
○七〇九・二〇	アスパラガス

A	A	A	$\frac{3}{7}$	$\frac{3}{7}$	A	$\frac{3}{7}$	A	A	$\frac{3}{7}$	$\frac{3}{7}$
---	---	---	---------------	---------------	---	---------------	---	---	---------------	---------------

○七〇九・三〇	なす
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ
○七〇九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）
○七〇九・五九	トリフ
	その他のもの
	しいたけ
	その他のもの
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実
	ピーマン（厚肉大果種のもの）
	その他のもの
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七〇九・九〇	その他のもの
	スイートコーン
	その他のもの
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
○七二〇・一〇	ばれいしょ
○七二〇・二二	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七二〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七二〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆

八・五%	八・五%	八・五%		六%	三%	三%	三%						三%
B 7	B 7	B 7	A	B 7	B 7	B 5	B 7	A	X	A	A	A	B 7

〇七二〇・二九	その他のもの えだ豆
〇七一〇・三〇	その他のもの
〇七一〇・四〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
〇七二〇・八〇	スィートコーン
	その他の野菜
	ごぼう
	その他のもの
	ブロッコリー
	その他のもの
〇七一〇・九〇	野菜を混合したもの
	スィートコーンを主成分とするもの
	その他のもの
〇七二一・二〇	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
〇七二一・三〇	オリーブ
〇七二一・四〇	ケーパー
	きゅうり及びびガーキン
	きのこ及びトリフ

九%	九%	A	六%	一〇・六%	六%	六%	一二%	一〇・六%	八・五%	六%
B 7	B 7		B 5	B 7	B 5	B 7	B 10	B 7	B 7	B 5

〇七二一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B	7
〇七二一・五九	その他のもの		A	
〇七二一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。） らっきょう及びわらび なす らっきょう及びわらび その他のもの ごぼう その他のもの なす その他のもの	六% 六% 六% 一 二%	B B B	10 10 10
〇七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	九%	B	7
〇七二二・二〇	たまねぎ	九%	B	15
〇七二二・三二	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	九%	B	7
〇七二二・三三	きのこ（はらたけ属のもの）		A	
〇七二二・三三	きくらげ（きくらげ属のもの）		A	
〇七二二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）			
〇七二二・三九	その他のもの			

○七二・九〇	しいたけ その他のもの その他の野菜及び野菜を混合したもの スイートコーン 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適するようになったもの その他のもの	A X A
○七・一三	その他のもの ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） その他のもの 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	一・二・八％ B B 7 10
○七二・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適するようになったもの その他のもの 播種 ^は 用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A A

○七二三・二〇	その他のもの ひよこ豆	A X
○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	X A
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	X A
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適するようになったもの その他のもの	A
○七一三・三九	播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適するようになったもの その他のもの 播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの	X A
○七一三・四〇	ひら豆	A X A

○七二三・五〇	<p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種^は用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A
○七二三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種^は用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A
○七・一四	<p>カッサバ芋、アロールト、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p>	X A
○七二四・一〇	<p>カッサバ芋</p>	A

○七二四・九〇	○七二四・二〇
---------	---------

冷凍したもの
 飼料用のもの
 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
 その他のもの
 その他のもの
 粉又はミールのペレット
 飼料用のもの
 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
 その他のもの
 その他のもの
 飼料用のもの
 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
 その他のもの
 かんしよ
 冷凍したもの
 その他のもの
 その他のもの
 冷凍したもの
 さといも
 その他のもの

一二 %	一〇 %	一二・八 %	一二 %	九 %	A	X	A	一二 %	A
B 10	B 10	B 10	B 10	B 7				B 10	

	その他のもの	九%	B7
<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一</p> <p>○八〇二・一二</p> <p>○八〇二・二二</p> <p>○八〇二・三二</p> <p>○八〇二・四〇</p> <p>○八〇二・五〇</p> <p>○八〇二・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</p> <p>ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>アーモンド</p> <p>殻付きのもの</p> <p>殻を除いたもの</p> <p>ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）</p> <p>殻付きのもの</p> <p>殻を除いたもの</p> <p>くるみ</p> <p>殻付きのもの</p> <p>殻を除いたもの</p> <p>くり（カスターネア属のもの）</p> <p>ピスタチオナット</p> <p>その他のもの</p> <p>びんろう子、マカダミアナット及びペカン</p>	<p>九・六%</p> <p>一〇%</p> <p>一〇%</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B15</p> <p>B10</p> <p>B10</p> <p>A</p> <p>A</p>

○八〇五・九〇	その他のもの
○八・〇六	ライム（キトルス・アウランテイフォリア及びキトルス・ラテイフォリアを除く。）
○八〇六・一〇	その他のもの
	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
	生鮮のもの
	毎年三月一日から同年一〇月三十一日までに輸入されるもの
	毎年十一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの
○八〇六・二〇	乾燥したもの
○八・〇七	パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）
○八〇七・一一	メロン（すいかを含む。）
○八〇七・一九	すいか
○八〇七・二〇	その他のもの
○八・〇八	パイヤ
○八〇八・一〇	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
○八〇八・二〇	りんご
○八・〇九	なし及びマルメロ
○八〇九・一〇	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
○八〇九・一〇	あんず

六%									
B 7	四・八%	一七%		六%	六%		七・八%	一七%	一七%
	B 7	B 10	A	B 7	B 7		A	B 7	B 10
								B 15	A

○八〇九・二〇	さくらんぼ													
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）													
○八〇九・四〇	プラム及びスロー													
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）													
○八一〇・一〇	ストロベリー													
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー													
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー													
○八一〇・四〇	克蘭ベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実													
○八一〇・五〇	キウイフルーツ													
○八一〇・六〇	ドリアン													
○八一〇・九〇	その他のもの													
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし													
	その他のもの													
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）													
○八一・一〇	ストロベリー													
	砂糖を加えたもの													
	その他のもの													
○八一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー													

八・五%
B 7

六%
B 7

六%
B 7

六%
B 7

六%
B 7

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

六・四%
B 7

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

○八二・九〇	その他のもの 砂糖を加えたもの パイナップル ベリー サワーチェリー 桃及びなし その他のもの その他のもの パイナップル パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、 ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、 サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフ ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ ム 桃及びなし その他のもの	一三・八% 七% 一二% B 10 B 7 A
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	一二% 七% B 10 B 7 A
○八二・一〇	さくらんぼ	一七% B 15

<p>第九類 ○九・〇一</p>	<p>○八一三・五〇</p>
<p>第九類 ○九・〇一</p> <p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。） 、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかんを問わない。） コーヒー（いつたものを除く。）</p>	<p>○八一四・〇〇</p> <p>この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、 くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカ ダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの 乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） その他のもの</p> <p>かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し 又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの に限る。）</p>
	<p>一二 ％</p>
<p>A</p>	<p>A B 10</p> <p>九 ％ B A 7</p>

○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの		
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの	A	A
○九〇一・二一	コーヒー(いったものに限定する。)		
○九〇一・二二	カフェインを除いてないもの	R	R
○九〇一・九〇	カフェインを除いたもの	A	R
○九・〇二	その他のもの		
○九〇二・一〇	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)		
○九〇二・二〇	緑茶(発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限定する。)	B	一七%
	その他の緑茶(発酵していないものに限定する。)	A	
	くず(飲用に適するものを除く。)		
	その他のもの	B	一七%
○九〇二・三〇	紅茶	B	一二%
	その他のもの	B	一七%
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	B	
	くず(飲用に適するものを除く。)	A	
	その他のもの	A	
	紅茶		

○九〇三・〇〇	マテ	その他のもの	一七%	B 15
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。）及び		一二%	B 10
○九〇五・〇〇	こしょう属のペッパー			
○九・〇六	バナラ豆			
○九〇七・〇〇	けい皮及びシンナモンツリーの花			
○九・〇八	丁子（果実、花及び花梗 <small>こま</small> に限る。）			
○九・〇九	肉づく、肉づく花及びカルダモン類			
○九・一〇	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及び			
○九一〇・一〇	ジュニパーベリー			
	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
	しょうが			
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		九%	B 7
	その他のもの			
○九一〇・二〇	サフラン			
○九一〇・三〇	うこん			
○九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム			
○九一〇・五〇	カレー			
	その他の香辛料		七・二%	B 7

<p>〇九一〇・九一〇 〇九一〇・九九九</p>	<p>この類の注1(b)の混合物 その他のもの</p>	<p>A A</p>
<p>第一〇類 一〇・〇一 一〇〇二・〇〇〇 一〇〇三・〇〇〇 一〇〇四・〇〇〇 一〇・〇五 一〇〇五・一〇〇 一〇〇五・九〇〇</p>	<p>穀物 小麦及びメスリン ライ麦 大麦及び裸麦 オート とうもろこし 播種用のもの その他のもの 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの 米 グレーンソルガム そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 そば</p>	<p>A X A A A A X A X</p>
<p>一〇〇八・一〇〇</p>	<p>そば</p>	<p>A</p>

<p>第一類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・三〇</p> <p>一一〇二・九〇</p>	<p>一〇〇八・二〇</p> <p>一〇〇八・三〇</p> <p>一〇〇八・九〇</p>
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） ライ麦粉 とうもろこし粉 米粉 その他のもの 大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉</p>	<p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの その他のもの ミレット カナリーシード その他の穀物 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの その他のもの ライ小麦 その他のもの</p>
<p>X</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>B 一五% 10</p> <p>X</p>	<p>A</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B 九% 7</p> <p>A</p>

一一・〇三	その他のもの									一一・三%
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット									
	ひき割り穀物及び穀物のミール									
一一〇三・一一	小麦のもの									X
一一〇三・一三	とうもろこしのもの									R
一一〇三・一九	その他の穀物のもの									
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの									X
	オートのもの									
	その他のもの									
一一〇三・二〇	ペレット									
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの									X
	オートのもの									
	とうもろこしのもの									
	その他のもの									
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう 精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第二一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽 （全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）									
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物									
一一〇四・一二	オートのもの									
一一〇四・一九	その他の穀物のもの									

一一〇四・二二	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
一一〇四・二三	とうもろこしのもの
	その他のもの
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
一一〇四・二二	オートのもの
一一〇四・二三	とうもろこしのもの
	コーンフレークの製造に使用するもの
	その他のもの
	その他の穀物のもの
一一〇四・二九	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
	その他のもの
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
一一〇六	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）のもの
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第七・一四項のものに限る。）のもの
	カッサバ芋のもの
	飼料用のもの

									一一・三%
									一七%
A	X	B	X	B	X	B	B	B	B
		15		10		10	10	10	10

<p>第一二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p>	<p>一一〇六・三〇</p>
<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>大豆（割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>殻付きのもの</p> <p>採油用のもの</p>	<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第八類の物品のもの</p> <p>バナナのもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽（いってあるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉及びイヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>
<p>A</p> <p>A</p>	<p>一一・三%</p> <p>B X</p> <p>15</p> <p>一五%</p> <p>一五%</p> <p>B B</p> <p>10 10</p> <p>A</p>

一一〇二・二〇	穀を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの	
一一〇三・〇〇	コブラ	X
一一〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一一〇九	播種用の種、果実及び孢子	A
一一一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A
一一一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
一一一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したのものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並	A

<p>びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サテイウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>一一二二二・一〇</p>
<p>ローカストビーン（種を含む。） 海藻その他の藻類</p>	<p>一一二二二・二〇</p>
<p>食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り。）</p>	
<p>長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの</p>	
<p>その他のもの</p>	
<p>あまのり属のもの及びこれを交えたもの</p>	
<p>その他のもの</p>	
<p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p>	
<p>その他のもの</p>	
<p>その他のもの</p>	
<p>ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの</p>	
<p>ふのり属のもの</p>	
<p>その他のもの</p>	
<p>その他のもの</p>	

三・五%

A B A X R X X A
5

一三〇二・三〇	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁 その他のもの	A
一一二二・九一	てん菜	A
一一二二・九九	その他のもの こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） るかないかを問わない。） その他のもの	A X
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	A
一二・一四		A
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス	A
一一三〇二・一一	生あへん	A
一一三〇二・一二	甘草のもの	A

<p>第一四類 一四・〇一 一四〇一・一〇</p>	<p>一三〇二・一三 一三〇二・一四 一三〇二・一九 一三〇二・二〇 一三〇二・三一 一三〇二・三二 一三〇二・三九</p>
<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮） 竹</p>	<p>ホップのもの 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの 除虫菊エキス その他のもの その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>
<p>A</p>	<p>A A R A A R 一〇% B 10 A B 5 A</p>

<p>一四〇一・二〇 一四〇一・九〇</p>	<p>とう その他のもの いぐさ、七島い（キュペルス・テゲテイフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクスアルタトウス） その他のもの</p>	<p>八・五%</p>	<p>A B 7</p>
<p>一四〇二・〇〇 一四〇三・〇〇 一四・〇四</p>	<p>主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイー ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。） 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサ バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>A A A</p>	<p>A A A</p>
<p>第一五類 一五〇一・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ う 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除 く。） 豚脂 酸価が一・三を超えるもの その他のもの その他のもの</p>	<p>六・四%</p>	<p>B R A 7</p>

一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）			A
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）			A
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物		三・五%	B 7
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）		七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物			
	鯨油			A
	その他のもの		三・五%	B 7
一五〇五・〇〇	ウールグリス及びこれから得た脂肪性物質（リノリンを含む。）			A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		六・四%	B 7
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			R

一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五二二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	R
一五二二・一九	粗油	R
	その他のもの	
一五二二・二一	綿実油及びその分別物	R
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A
	その他のもの	R
一五二二・二九	その他のもの	A
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A

一五・一三	その他のもの	
一五・一四	やし(コプラ)油、パーム核油及びバス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
一五・一五	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
一五二五・一一	亜麻仁油及びその分別物	
一五二五・一九	粗油	
一五二五・二一	その他のもの	
一五一五・二九	とうもろこし油及びその分別物	
一五一五・三〇	粗油	
一五一五・四〇	その他のもの	
一五一五・五〇	ひまし油及びその分別物	
一五一五・九〇	桐油 ^{とう} 及びその分別物	
	ごま油及びその分別物	
	その他のもの	
	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	
	その他のもの	
		A
		R A A R R
		R R
		R A R

酸価が〇・六を超えるもの	米油及びその分別物	その他のもの	その他のもの	米油及びその分別物	その他のもの	一五・一六
動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）						一五・一七
マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）						一五二七・一〇
マーガリン（液状マーガリンを除く。）						一五一七・九〇
その他のもの						一五一八・〇〇
動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）						一五一八・〇〇
離型油						一五一八・〇〇
動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性						一五一八・〇〇
R X	R X	A	R	六・四 %	二・九 %	R
R X	R X	A	R	B 5	B 7	R

<p>第一六類</p> <p>一六〇一・〇〇</p> <p>一六・〇二</p> <p>一六〇二・一〇</p> <p>一六〇二・二〇</p> <p>一六〇二・三一</p>	<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p> <p>均質調製品</p> <p>動物の肝臓のもの</p> <p>第〇一・〇五項の家きんのもの</p> <p>七面鳥のもの</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p>	<p>A</p> <p>X X X</p>
<p>一五二二・〇〇</p> <p>一五二二・一〇</p> <p>一五二二・九〇</p>	<p>油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限り、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p> <p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>みつろう</p> <p>その他のもの</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>	<p>A A R A A A</p>

一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの
一六〇二・三九	その他のもの
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）
一六〇二・五〇	牛のもの

その他のもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
その他のもの	その他のもの
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
その他のもの	その他のもの
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	その他のもの
その他のもの	その他のもの
豚のもの	その他のもの
もも肉及びこれを分割したもの	その他のもの
肩肉及びこれを分割したもの	その他のもの
その他のもの（混合物を含む。）	その他のもの
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	その他のもの
その他のもの	その他のもの

X	A	X	X	B	X	A	R	X	A	A	X
				5							

六%

一六〇二・九〇	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの		
	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）		
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		
	その他のもの		
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース		
	その他のもの		
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
一六〇四・一一	さけ		
	気密容器入りのもの以外のもの		
	その他のもの		
一六〇四・一二	にしん		
一六〇四・一三	いわし		
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお		
一六〇四・一五	さば		
一六〇四・一六	かたくちいわし		
一六〇四・一九	その他のもの		
		九・六%	
		九・六%	
		B 7	
		B 7	
		X	
		X	
		A	
		X	
		A	

一六〇四・二〇	うなぎ その他のもの その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚卵	九・六%	B	X
一六〇四・三〇	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	一一%	B	7
一六〇五	にしん（クルペア属のもの）のもの たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの その他のもの その他のもの キャビア及びその代用物 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） かに	六・四%	B	5
一六〇五・一〇	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。） その他のもの 米を含むもの その他のもの シュリンプ及びプローン	六・四%	B	5
一六〇五・二〇	くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵		R	X

一六〇五・三〇	一六〇五・四〇	一六〇五・九〇
---------	---------	---------

し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの
 その他のもの
 米を含むもの
 その他のもの
 ロブスター
 その他の甲殻類
 えび
 その他のもの
 その他のもの
 くん製したもの
 いか、帆立貝及び貝柱のもの
 その他のもの
 その他のもの
 いか及びびくらげ
 いか
 くらげ
 なまこ及びびうに
 その他のもの
 あわび及び帆立貝
 その他の軟体動物のもの

一〇%			六・七%		九・六%	
R	R	B 7	X	B 5	R	B 7
					R	R R X
						R

<p>第一七類</p> <p>一七・〇一</p> <p>一七・〇二</p> <p>一七〇二・一一</p> <p>一七〇二・一九</p> <p>一七〇二・二〇</p> <p>一七〇二・三〇</p> <p>一七〇二・四〇</p> <p>一七〇二・五〇</p> <p>一七〇二・六〇</p>		<p>糖類及び砂糖菓子</p> <p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p> <p>その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）</p> <p>糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）</p> <p>、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル乳糖及び乳糖水</p> <p>無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かえで糖及びかえで糖水</p> <p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）</p> <p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）</p> <p>果糖（化学的に純粋なものに限る。）</p> <p>その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超える</p>	<p>気密容器入りのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A X X X A A X</p>	<p>九・六% 九・六%</p> <p>B7 B5 R</p>
--	--	--	--	----------------------	---------------------------------

一七〇二・九〇	<p>ものに限るものとし、転化糖を除く。） その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。） 砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル ハイ・テスト・モラセス グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの その他のもの その他のもの 香料料又は着色料を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの ソルボース その他のもの</p>	X
一七〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	X
一七〇三・一〇	<p>甘しゃ糖みつ グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの その他のもの</p>	B 7
		一 二 ％ B 10
		X
		X
		X
		三 ％ B 7
		X

<p>第一八類</p> <p>一八〇一・〇〇</p> <p>一八〇二・〇〇</p> <p>一八・〇三</p>	<p>一七〇三・九〇</p>	<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）</p>	<p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>甘草エキス（菓子にしたものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>R A A</p>	<p>X A X X A</p> <p style="text-align: center;">三 %</p> <p>B 5</p> <p>X A</p>
--	----------------	---	--	--------------	---

一八〇四・〇〇	カカオ脂	
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食品	
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	
	詰物をしたもの	
	詰物をしてないもの	
	その他のもの	
	チョコレート菓子	
X	X X	X R X X
		X
		X R A

<p>第一九類 一九・〇一</p>	<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品 （ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有 量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココアを含有するもの あつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のも のに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ミルクの天然の組 成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p>		<p>その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有 量が全重量の一〇%未満のものに限る。） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以 上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの</p>	
<p>X</p>	<p>X R X X</p>			

一九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦</p>	一一・三%
一九〇一・二〇	<p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	X B X 15
X R X	X	

一九〇三・〇〇	<p>タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）</p>	九・六%	B 5
一九〇四	<p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、</p>		
一九〇二	<p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p>		X
その他のもの	<p>砂糖を加えたもの</p>		X R X
その他のもの	<p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p>		X
その他のもの	<p>の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p>		
その他のもの	<p>四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p>		
その他のもの	<p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p>		

一九〇五	ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	
一九〇五・一〇	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスパーその他これらに類する物品	
一九〇五・二〇	クリスプブレッド	
一九〇五・三一	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	
一九〇五・三二	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	
一九〇五・四〇	スイートビスケット	
一九〇五・九〇	ワッフル及びウエハー	
	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	
	その他のもの	
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスパーその他これらに類する物品	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	
九%		
B 15	X X X R X X R R	X

	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>その他のもの</p>	
<p>第二〇類</p> <p>二〇・〇一</p> <p>二〇〇一・一〇</p> <p>二〇〇一・九〇</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p> <p>きゅうり及びびガーキン</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン</p> <p>スイートコーン</p> <p>ヤングコーンコブ</p>	<p>一五%</p> <p>一二%</p> <p>一〇・五%</p> <p>一六・八%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>A</p> <p>B 15</p> <p>B 7</p> <p>九%</p> <p>X B 15</p> <p>X</p>

二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は	九%	B	15
	その他のもの		X	
	トマトピューレー及びトマトペースト	一三・四%	B	15
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二〇〇二・九〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	九%	B	15
	その他のもの			
二〇〇二・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す			
	る処理をしたものを除く。）			
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す	一二%	B	10
	る処理をしたものを除く。）		X	
	しょうが			
	その他のもの			
	ヤングコーンコブ	一五%	B	10
	その他のもの			
	スイートコーン	七・五%	B	7
	その他のもの		A	
	ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン			
	サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン			
	ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、			
	パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、			
	その他のもの			
	その他のもの	一五%	B	10

二〇〇三・一〇	保存に適する処理をしたものを除く。） きのこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの			気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの その他のもの		トリフ	その他のもの	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	ばれいしよ	単に加熱による調理をしたもの	その他のもの	マッシュポテト	その他のもの	その他の野菜及び野菜を混合したもの	二〇〇四・九〇	

二〇・〇五	砂糖を加えたもの スイートコーン その他のもの その他のもの アスパラガス及び豆 アスパラガス 豆 たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの	一〇・五%	B 7
二〇〇五・一〇	均質調製野菜 砂糖を加えたもの その他のもの ばれいしょ	一六・八%	B 15
二〇〇五・二〇	マッシュポテト及びポテトフレーク その他のもの	一三・六%	B 10
	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	七・五%	B 7
		一五%	B 10
		九%	B 7
		一三・六%	B 10
		一七%	X B 15
		一〇・五%	R B 7

	<p>二〇〇五・五一</p> <p>二〇〇五・四〇</p> <p>えんどう(ビスマ・サテイヴム)</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>さやを除いた豆</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	
		<p>一四%</p> <p>X X B</p> <p>10</p>
		<p>一三・六%</p> <p>B B</p> <p>10 7</p>
		<p>一五%</p> <p>B B</p> <p>10 10</p>
		<p>一二%</p> <p>B B</p> <p>10 10</p>
		<p>九%</p> <p>B B</p> <p>7 10</p>

二〇〇五・五九	その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの						
二〇〇五・六〇	アスパラガス 気密容器入りのもの（容器とも の一個の重量が一〇キログラム 以下のものに限る。） その他のもの						
二〇〇五・七〇	オリーブ						
二〇〇五・八〇	スィートコーン（ゼア・マ ヌス変種サカタ） 砂糖を加えたもの その他のもの						
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混 合したもの 砂糖を加えたもの 豆（さや付きのものを除く。） 気密容器入りのもの（トマ トピューレーその他のトマ トの調製品及び豚の肉 又はラードその他の豚脂を 含有するものに限る。） その他のもの						

	一四％							
		一〇％	一四・九％		一二％	一六％	九％	一二％
X	B 10	B 7	B 10	A	B 10	B 15	B 7	B 10

その他のもの	X
その他のもの	
たけのこ	
ヤングコーンコブ	
豆（さや付きのものを除く。）	
サワークラウト	
その他のもの	
気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに 限る。）	
にんにくの粉	九・六％
その他のもの	一二％
その他のもの	
にんにくの粉	一〇・五％
その他のもの	九％
砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、 グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
マロングラッセ	
その他のもの	一二・六％
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又は ナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限り、砂糖その他の甘味料	一八％
二〇・〇七	B 10
二〇〇六・〇〇	B 15

二〇〇七・一〇	を加えてあるかないかを問わない。 均質調製果実	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	かんきつ類の果実	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	砂糖を加えたもの	その他のもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの	ジャム及びフルーツゼリー	砂糖を加えたもの	ジャム	フルーツゼリー	その他のもの	その他のもの	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	二〇〇七・〇八		
二一・三%		三四%	一二%	一六・八%	一二%	B 10	B 15	R	B 10	R	B 10	B 15	B 10	R						

二〇〇八・一一

ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）
落花生

砂糖を加えたもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの（混合したものを含む。）

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

カシューナット及びその他のいっただナット

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

その他のもの

アーモンド（いっただものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いっただものに限る。）及びカシューナット

ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット

一二
%

X B
10

一〇
%

X B
7

二二
%

B
10

一一
%

B B
15 7

一六・八
%

A

A

一〇
%

B A
7

	二〇〇八・二〇
	二〇〇八・三〇
	二〇〇八・四〇

ぎんなん	
その他のもの	
いったもの	
その他のもの	
パイナップル	
かんきつ類の果実	
なし	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
パルプ状のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
気密容器入りのもの	

九%	一五%	一二%	一五%	一〇・八%	二一%	一五%			一二%	一二%
B 7	B 10	B 10	B 10	B 10	B 15	B 10	R	X	B 10	A B 10

二〇〇八・五〇
二〇〇八・六〇
二〇〇八・七〇

その他のもの
 あんず
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 さくらんぼ
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 桃（ネクタリンを含む。）
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 容器とも一個の重量が二キログラム以上のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの

一七%	一三・四%	八%	六・七%	二九・八%	二一・三%	一二%	一五%	一二%	一五%	一〇・八%
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
10	10	7	7	15	15	10	10	10	10	10

二〇〇八・八九	二〇〇八・八〇
---------	---------

その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 ストロベリー
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの (混合したもの (第二〇〇八・一九号のものを除く。) を含む。)
 パームハート
 混合したもの
 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 その他のもの
 その他のもの
 梅

一二%				一五%	一二%	一五%	一一%	一一%	九・六%	六・七%	一一・三%
B 10	R	A	B 5	B 10	B 10	B 10	B 7	B 15	B 7	B 7	B 10

その他のもの
砂糖を加えたもの
パルプ状のもの
バナナ及びアボカド―
その他のもの
その他のもの
ベリー、プルーン、バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴ
スチン
その他のもの
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし
その他のもの
その他のもの
パルプ状のもの
バナナ、アボカド―、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
カムカム
その他のもの
その他のもの
プルーン、バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
さといも（冷凍したものに限り。）
その他のもの

一〇%		二二・三%		一五%		一六・八%	一四%	一一%	二九・八%	二二%
B	A	B	A	B		B	B	B	B	B
10		15		10		15	10	7	15	10

二〇〇九・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇〇九・一一	オレンジジュース	
二〇〇九・一二	冷凍したもの	
二〇〇九・一九	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	
二〇〇九・二一	その他のもの	
二〇〇九・二九	グレープフルーツジュース	
二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの	
	その他のもの	
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	
	ブリックス値が二〇以下のもの	
	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
		一一% 一二%
R		B 10
R R		B 15
R R R		A

二〇〇九・六九

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの

一九・一％	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一九・一％	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15

二〇〇九・七一	二〇〇九・七九	二〇〇九・八〇
---------	---------	---------

その他のもの

りんごジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

果汁

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

プルーンジュース

その他のもの

その他のもの

二五・五%	二五・五%	二四・四%	一九・一%	二五・五%
B	R	B	B	B
15	15	10	15	15

<p>第二類 二一・〇一</p>	<p>二〇〇九・九〇</p>
<p>各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 コーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの 混合ジュース 混合果汁 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>
	<p>五・四％ 八・一％ 七・二％ 九％ 八・一％</p>
<p>X</p>	<p>B₇ B₇ R B₇ B₇ B₇</p>

二一〇一・一二	<p>インスタントコーヒー その他のもの</p> <p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</p> <p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの コーヒーをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	八・八% A B 7 7
二一〇一・二〇	<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 インスタントティー その他のもの</p>	八% B A 7 7
	一五% B X X 10	

二二〇一・三〇	茶又はマテをもととした調製品	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
二二〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一五% B 10
二二・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	R
二二〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	R
二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	R
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	A A
二二・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	A A
二二〇三・一〇	醤油 <small>しやうゆ</small>	七・二% B 7
二二〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	R
二二〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	R

二二〇三・九〇	小売用の容器入りにしたもの その他のもの その他のもの ソース	七・五％ 九％	B 7 B 7
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品	八・四％	B 7
二二〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。） 砂糖を加えたもの しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	七％	B 7
二二〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。） その他のもの	一〇・五％	B 7
二二・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	九・六％	B 7
	その他のもの	七・二％	B 7
	インスタントカレーその他のカレー調製品	七・二％	B 5
	その他のもの		R
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの		
	その他のもの		

アイスクリーム	その他のもの	その他のもの	アイスクリーム	その他のもの	その他のもの	アイスクリーム	その他のもの	その他のもの	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	植物性たんぱく	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	二一・〇六	二一〇六・一〇	一〇・六%	一五%	R	X	R	X	R	R	X	X	X			X	X			X	X	B	B	B	B	244
---------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	-----------------------	--------------------------	---	--------	----------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	-----

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）

チューインガム

こんにやく

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）

その他のもの

その他のもの

二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

A

B
15

X

R

X

X

X

砂糖を加えたもの

おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと

各成分のうち砂糖の重量が最大のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品

その他のもの

その他のもの

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三

〇%未満のものに限る。）

アルコールを含むし飲料のもと

おたねにんじん又はそのエキスを含むもの

その他のもの

その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解

したもの

その他のもの

たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの

でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を

	一一・五%	九%	一〇%	一二%			一一・五%	一二・八%
	B 10	B 5	B 10	B 10	X	X	B 10	B 10
							X	

	<p>加えたものに限る。） その他のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二二二・二〇号の物品のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） その他のもの その他のもの</p>		A
<p>第三類 二二・〇一 二二・〇二 二二〇二・一〇 二二〇二・九〇</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの</p>	<p>九・六％</p>	R B R A X X R A

二二〇三・〇〇	ビール			九・六%		
二二一・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）				A	7
二二〇四・一〇	スパークリングワイン				X	
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの				X	
二二〇四・二九	二リットル以下の容器入りにしたもの				X	
二二〇四・三〇	その他のもの					
	その他のぶどう搾汁					
	アルコール分が百分未満のもの					
	砂糖を加えたもの					
	の しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の百分以下のもの					
	の その他のもの					
	の その他のもの					
	率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）					
		二九・八%	二三%		B	B
					15	15

二二・〇五	しょう糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	一九・一% 二五・五% X B B 15 15 15
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの その他のもの	X 15
二二〇五・九〇	アルコール分が一%未満のもの その他のもの	一九・一% X B 15 15
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一%未満のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） B 15
その他のもの 清酒及び濁酒 その他のもの		X 15

二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X
	その他のもの	X
	て使用するものに限る。）	A
	その他のもの	X
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A
	その他のもの	A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A
	工業用アルコールの製造の用に供するもの	A
	その他のもの	
	アルコール分が九〇%以上のもの	
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）	
	及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）	
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）	
	その他のもの	X
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	A
	その他のもの	X
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	X

二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
二二〇八・三〇	ウイスキー	
二二〇八・四〇	ラム及びタフイア	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	
二二〇八・六〇	ウオツカ	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	
二二〇八・九〇	その他のもの	
	エチルアルコール及び蒸留酒	
	フルーツブランデー	
	その他のもの	
	エチルアルコール	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	
	その他のもの	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	
	その他のもの	
X A		
X A		
A		
A A A A A A		

<p>二二〇九・〇〇</p>	<p>その他のアルコール飲料 合成清酒及び白酒 果汁をもととした飲料（アルコール分が％未満のものに限る。）</p> <p>その他のもの 食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	<p>B 15 A</p>
<p>第二三類 二三・〇一 二三・〇二 二三・〇三 二三〇四・〇〇</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。） 大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p>	<p>七・五％</p>	<p>B 7 A A A A</p>

二二〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	A
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	A
	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	B
	<p>一 kilogram につき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごととに六円を加えた額</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇 kilogram 以下のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>課税価格が一 kilogram につき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量</p>	A

が全重量の三五%未満のものに限る。
 その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）
 その他のもの

二三〇九・九〇

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

一キログラムにつき 五二円五〇銭 に重量比による乳 糖の含有率が一〇 %を超える一%こ	A	A	一キログラムにつ き三六円	A
	B 10			B 10

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリユブル
その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

とに五円三〇銭を
加えた額

A

A

A

<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>第二四類 二四〇一 二四〇二 二四〇三 二四〇三・一〇 二四〇三・九一 二四〇三・九九</p>	
<p>塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を</p>	<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） その他のもの シートたばこ その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの</p>	<p>犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの その他のもの その他のもの</p>
	<p>X A A X X A</p>	<p>X X A</p>

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	
二五・〇四	天然黒鉛	
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	
二五〇九・〇〇	白亜	
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する	
	含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	
	その他のもの	
		A A
		A A
		A
		A A A A A X

二五・一八	びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A
二五・一九	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・二〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粹であるかないかを問わない。）	A
二五二一・〇〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A A
二五・二二	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A A
二五二四・〇〇	石綿	A

<p>第二七類</p> <p>二七・〇一</p> <p>二七・〇二</p> <p>二七・〇三・〇〇</p> <p>二七・〇四・〇〇</p> <p>二七・〇五・〇〇</p>	<p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝 結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状 炭化水素を除く。）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第二六類</p>	<p>鉱石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>
<p>二五・二五</p> <p>二五・二六</p> <p>二五・二八</p> <p>二五・二九</p> <p>二五・三〇</p>	<p>雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこざりてひ くことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つて あるかないかを問わない。）及びタルク 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から 分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において 全重量の八五%以下のもの 長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉱物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A
二七一〇・一一	<p>軽質油及びその調製品</p> <p>石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）</p> <p>揮発油</p> <p>低重合度の混合アルキレン</p> <p>政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキ</p>	A

レンを除く。）

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一キロリットルに						二・五%				三・九%
B	A	B	A	A	B	B	A	B	B	B
10		10			10	10		10	10	10

二七二〇・一九

その他のもの

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

つき一、〇九三円

A

一キロリットルにつき四九三円

B 10

A

A

A

一キロリットルにつき一、〇九三円

B 10

A

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

つき一、九〇二円	一キロリットルに	一キロリットルに	つき一、六八七円	一キロリットルに	つき二、二四六円
B	10	B	10	A	
つき二、三八四円	一キロリットルに	つき二、二四六円	一キロリットルに	つき一、六八七円	一キロリットルに
B	10	B	10	A	

第二九類	第二八類	<p>二七二〇・九一 二七二〇・九九 二七・一一 二七・一二 二七・一三 二七・一四 二七一五・〇〇</p>
有機化学品	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	<p>石油ガスその他のガス状炭化水素 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）</p> <p>その他のもの その他のもの 廃油 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの その他のもの</p>
	A	A A A A A A A A A A A

二九・〇一	非環式炭化水素	
二九・〇二	環式炭化水素	
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和一価アルコール	
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	A
二九〇五・一二	プロパノール（プロピルアルコール）及びプロパノール（イソプロピルアルコール）	A
二九〇五・一三	ブタノール（ノルマルブチルアルコール）	A
二九〇五・一四	その他のブタノール	A
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカンール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンール（セチルアルコール）及びオクタデカンール（ステアリルアルコール）	A
二九〇五・一九	その他のもの	A
	不飽和一価アルコール	
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A

二九〇五・二九	その他のもの	
	二価アルコール	
二九〇五・三一	エチレンジグリコール（エタンジオール）	
二九〇五・三二	プロピレンジグリコール（プロパンー一・二―ジオール）	
二九〇五・三九	その他のもの	
	その他の多価アルコール	
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパンー一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	
二九〇五・四三	マンニトール	
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）	
二九〇五・四五	グリセリン	
二九〇五・四九	その他のもの	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	エトクロルビノール（INN）	
二九〇五・五一	その他のもの	
二九〇五・五九	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇六	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並び	
		A A
		A A X A A A
		A A A
		A

二九〇六・一一	これらの誘導体 メントール	八・九%（その率 が一キログラムに つき二二五円六〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率）	B 10
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール		A
二九〇六・一四	テルピネオール		A
二九〇六・一九	その他のもの		A
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体		A
二九〇六・二九	ベンジルアルコール		A
二九・〇七	その他のもの		A
二九・〇八	フェノール及びフェニルアルコール		A
二九・〇九	フェノール又はフェニルアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノ ール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的 に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘		A

二九・一〇	導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九二一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九二三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれら	A

二九・一八	らのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン 化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・一三	酒石酸	
二九一八・一四	酒石酸の塩及びエステル	
二九一八・一五	くえん酸	
	くえん酸の塩及びエステル	
	くえん酸カルシウム	
	その他のもの	
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・一九	その他のもの	
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	
		A
		A A A X X A A A
		A A A

二九一八・二九	その他のもの	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A A
二九一八・九〇	その他のもの	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A A
二九・二二	アミン官能化合物	A A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
	その他のもの	A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A

二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A
二九二二・二九	その他のもの	A
二九二二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A
二九二二・三二	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	A
二九二二・三九	その他のもの	A
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
	グルタミン酸及びその塩	A
	グルタミン酸ソーダ	B
	その他のもの	5
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A
二九二二・四九	その他のもの	A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ	A

六・五%

二九・二四	リピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A
二九・二七・〇〇	ニトリル官能化合物	A
二九・二八・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九・二九	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三一・〇〇	有機硫黄化合物	A
二九・三二	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三五・〇〇	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A
二九・三六	スルホンアミド	A
二九・三七	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキササン及びロイコトリエン（天然のもの及び	A

第三二類	第三一類	第三〇類	二九・三八 二九・三九 二九四〇・〇〇 二九・四一 二九四二・〇〇
なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	肥料	医療用品	これと同一の構造を有する合成のものに限る。並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） 抗生物質 その他の有機化合物
A	A	A	A A A A A A A

第三三類 三三・〇一	
精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	

精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスチレート及びアキユアスソリューション

精油（かんきつ類の果実のものに限る。）

ベルガモットのもの

オレンジのもの

レモンのも

ライムのも

その他のもの

精油（かんきつ類の果実のものを除く。）

ゼラニウムのもの

ジャスミンのもの

ラベンダー又はラバンジンのも

ペパーミント（メンタ・ペペリタ）のも

その他のミントのもの

ペパーミント油（メンタ・アルヴェンシスのものに限る。）

政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超え

A A A A A A A A A A

三三〇一・二六	ベチベルのもの	るもの	
三三〇一・二九	その他のもの	その他のもの	
三三〇一・三〇	レジノイド		
三三〇一・九〇	その他のもの		
三三〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類		
三三〇四	美容用、メイキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		
三三〇五	頭髪用の調製品		
三三〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用ペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）		
三三〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）		
		九%	
A	A	B	A
		7	

第三四類	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもちとした歯科用の調製品</p>		A
<p>第三五類 三五・〇一 三五・〇二 三五・〇三・〇〇</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こ</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体 ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠<small>こ</small>及びアイシンググラス その他のもの</p>		A A A
三五・〇四・〇〇	<p>ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p>		A
三五・〇五	<p>デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもちとした<small>こ</small>膠着剤</p>		X
三五・〇六	<p>調製<small>こ</small>膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び<small>こ</small>膠着剤又は接着</p>		X

三五・〇七	<p>剤としての使用に適する物品（<small>こう</small>膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。） 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>		A A
第三六類 三六〇一・〇〇 三六〇二・〇〇 三六〇三・〇〇 三六〇四 三六〇四・一〇 三六〇四・九〇 三六〇五・〇〇 三六〇六	<p>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料 火薬 爆薬 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管 花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品 花火 その他のもの マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。） フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品</p>	<p style="text-align: center;">四 %</p>	A A A B 7 A A A
第三七類	写真用又は映画用の材料		A
第三八類	各種の化学工業生産品		A
第三九類	プラスチック及びその製品		

三九〇・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	六・五%	A B 7 7
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	六・五%	A B 7 7
三九〇一・三〇	エチレン—酢酸ビニル共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	二・八%	A B 7 7
三九〇一・九〇	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	二・八%	A B 7 7
三九〇・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇二・一〇	ポリプロピレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、		

三九〇二・二〇	<p>粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p> <p>ポリイソブチレン</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	六・五%	A	B
三九〇二・三〇	<p>プロピレンの共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	二・八%	A	B
三九〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	二・八%	A	B
三九〇三・一一	<p>スチレンの重合体（一次製品に限る。）</p> <p>ポリスチレン</p> <p>多泡性のも</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	三・九%	A	B

三九〇三・一九	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五%
	その他のもの		A B 7
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・一%
	その他のもの		A B 7
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・一%
	その他のもの		A B 7
三九〇三・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・一%
	その他のもの		A B 7
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（二次製品に限る。）		
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（二次製品に限る。）		
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		
			A A

三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	A
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	A
三九・一一	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A
三九・一五	プラスチックのくず	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A

<p>第四〇類</p>	<p>三九・一八 三九・一九 三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>	<p>プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材</p> <p>プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）</p> <p>プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）</p> <p>プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ</p> <p>プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品</p> <p>プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品</p> <p>プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品</p> <p>プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>		<p>A A A A A A A A A A A</p>
-------------	--	---	--	------------------------------

第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革	
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）	
四一〇一・五〇	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの	X A
四一〇一・九〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの	X A
	その他のもの	X A

四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A
四一〇三・一〇	やぎのもの	A
四一〇三・二〇	爬虫類のもの	A
四一〇三・三〇	豚のもの	A
	なめし過程にないもの	A
	その他のもの	X
四一〇三・九〇	その他のもの	A
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	A
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A
四一〇四・一一	フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット クロムなめしのもの	A

四一〇四・一九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>乾燥状態(クラスト)のもの</p>	X A X
四一〇四・四一	<p>フルグレーション(スプリットしてないものに限る。)及びグレーションスプリット</p> <p>なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	X X A
四一〇四・四九	<p>その他のもの</p> <p>なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	X X A
四一〇五	<p>羊のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>その他のもの</p>	X X A

四一〇五・一〇	湿润状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの	A
	染色したもの	X
	その他のもの	A
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
	やぎのもの	
四一〇六・二一	湿润状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの	
	染色したもの	X
	その他のもの	A
	豚のもの	
四一〇六・三一	湿润状態（ウェットブルーを含む。）のもの	X
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの	X
四一〇六・四〇	爬 ^は 虫類のもの	A
	植物性前なめしをしたもの	A
	その他のもの	X
	染色したもの	X
	その他のもの	A

四一〇六・九一	その他のもの	A
四一〇六・九二	湿润状態（ウェットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの	A
四一〇七	染色したもの その他のもの	A X
四一一二・〇〇	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	X
四一・一三	染色し又は模様付けしたもの その他のもの	A X
四一一三・一〇	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの パーチメント仕上げをしたもの	X

四一・一三・二〇 四一・一三・三〇	豚のもの 爬虫類 <small>は</small> のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	X A X
四一・一三・九〇	その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	X A X
四一・一四	シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	A X
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	X

<p>第四二類</p>	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>		<p>X</p>
<p>第四三類 四三・〇一 四三・〇二 四三・〇三 四三・〇四・〇〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 人造毛皮及びその製品</p>		<p>A X X A</p>
<p>第四四類 四四・〇一 四四・〇二・〇〇 四四・〇三 四四・〇四</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいた</p>		<p>A A A</p>

四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇八・一〇	針葉樹のもの	
四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの	六% B 7
四四〇八・三九	その他のもの	五% A B 7

四四〇八・九〇

パドック（かりん）のもの	
ジェルトンのも（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	
チークのもの	
積層木材を平削りすることにより得られるもの	
集成材	
その他のもの	
その他のもの	
その他のもの	
積層木材を平削りすることにより得られるもの	
その他のもの	
合板用単板	
その他のもの	
その他のもの	
その他のもの	
つげ、たがやさん（カスイア・スイアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	
積層木材を平削りすることにより得られるもの	
集成材	
その他のもの	
その他のもの	
その他のもの	

	六%	六%		五%	六%		六%	六%		
A	B	B		A	B	B	A	B	B	A
	7	10		7	7	7		7	10	

四四・〇九	積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用单板 その他のもの
四四〇九・一〇 四四〇九・二〇	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 針葉樹のもの 針葉樹以外のもの 引抜材 竹製のもの その他のもの その他のもの
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエフェアード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） オリエンテッドストランドボード及びウエフェアード（木材のものに限る。）
四四一〇・二二	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの 板状のもの

六%			七・五%		五%	六%
B 7	A	A	B 10	A	A B 7	B 7

四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	二・六%	B 7
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	R	
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A	
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A	
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックス、パレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A	
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A	
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A	
四四・一八	木製建具及び建築用木用品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	A	
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A	
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A	
四四・二一	その他の木製品	A	
四四二二・一〇	衣類用ハンガー	A	
四四二二・九〇	その他のもの		
	竹製のくし	一〇%	B 7

	その他のもの		A
第四五類	コルク及びその製品		A
第四六類 四六・〇一 四六〇一・二〇 四六〇一・九一	<p> わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わ い。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ 物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート 状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミ ス）製のもの その他のもの その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないか を問わない。） その他のもの いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォル </p>	<p style="text-align: center;">六%</p>	<p style="text-align: center;">A B 5</p>

第五八類	第五七類	第五六類	第五五類	第五四類	第五三類	第五二類	第五一類	五〇・〇七 五〇〇六・〇〇 五〇〇五・〇〇
特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物	人造繊維の長繊維及びその織物	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	綿及び綿織物	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	絹紡糸及び絹紡糸 <small>ちゆう</small> （小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸 <small>ちゆう</small> （小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物
A	A	A	A	A	A	A	A	A A A

第六七類	第六六類	第六五類	第六四類	第六三類	第六二類	第六一類	第六〇類	第五九類
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	帽子及びその部分品	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	メリヤス編物及びクロセ編物	製品 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維
A	A	A	X	A	A	A	A	A

第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A
第六九類	陶磁製品		A
第七〇類	ガラス及びその製品		A
七〇〇一・〇〇〇	ガラスのくず及び塊		A
七〇〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		A
七〇〇三	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇六・〇〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろく引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A
七〇〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A
七〇〇八・〇〇〇	断熱用複層ガラス		A
七〇〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		A

七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇二二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇二四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類す	A

七〇・一七 七〇・一八	る形状の多泡ガラス 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。） ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこ れらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、 ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びに ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A A
七〇一八・一〇 七〇一八・二〇 七〇一八・九〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） その他のもの 貴金属又はこれをめつきした金属を使用したもの その他のもの	A X
七〇・一九 七〇二〇・〇〇	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織 物） その他のガラス製品	A A
第七一類 七一・〇一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製 品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないも のとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のた めに一時的に糸に通したものを含む。）	A

七二・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	A
七二・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七二・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A A
七二・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A A
七二・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A A
七二・〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A A
七二・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七二・〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A A
七二・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A A
七二・一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A A
七二・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）	A
七二・一三	身近用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A

第八〇類	第七九類	第七八類	第七六類	第七五類	第七四類	第七三類	第七二類	七一・一八
すず及びその製品	亜鉛及びその製品	鉛及びその製品	アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品	銅及びその製品	鉄鋼製品	鉄鋼	貨幣 れるもの（貴金属をめつきしたものを除く。） その他のもの
								一〇%
A	A	A	A	A	A	A	A	A A B 3

第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品				A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品				A
第八三類	各種の卑金属製品				A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。） 発電機（原動機をセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター 第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品 トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド 一次電池 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）				A A A A A A A
八五・〇一					A
八五・〇二					A
八五・〇三・〇〇					A
八五・〇四					A
八五・〇五					A
八五・〇六					A
八五・〇七					A

八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	A
八五・一〇	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）	A
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器	A
八五・一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	A
八五・一三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したのものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	A
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	A
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器	A
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱	A

八五・一七	用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。） 有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン	A
八五・一八	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エレクトロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	A
八五・一九	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	A
八五・二〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかないかを問わない。）	A
八五・二一	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかないかを問わない。）	A
八五・二二	部分品及び付属品（第八五・一九項から第八五・二二項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）	A
八五・二三	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）	A
八五・二四	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	A
八五・二五	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録	A

八五・二六	音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	A
八五・二七	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	A
八五・二八	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。)	A
八五・二九	テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	A
八五・三〇	並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター	A
八五・三一	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	A
八五・三二	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器(第八六・〇八項のものを除く。)	A
八五・三三	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。)	A
八五・三四・〇〇	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	A
八五・三五	電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)	A
	印刷回路	A
	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。)	A

八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	A
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）	A A
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	A
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	A
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したものの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	A
八五・四一	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	A A
八五・四二	集積回路及び超小形組立	A
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	A
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及びファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに	A

八五四四・五一	限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）				
	巻線				
八五四四・一一	銅のもの				
八五四四・一九	その他のもの				
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体				
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）				
	自動車用のもの				
	その他のもの				
八五四四・四一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）				
	接続子を取り付けてあるもの				
	通信用のもの				
	その他のもの				
八五四四・四九	その他のもの				
	通信用のもの				
	その他のもの				
	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）				
八五四四・五一	接続子を取り付けてあるもの				
		四・八%			
		B 3	A		
		四・八%			
		B 3	A		
		四・八%			
		B 3	A		
		四・八%			
		B 3	A		

第八六類	<p>八五・四八</p> <p>八五・四六</p> <p>八五・四七</p> <p>八五・四五</p> <p>八五四四・七〇</p> <p>八五四四・六〇</p> <p>八五四四・五九</p>
<p>鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）</p>	<p>通信用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）</p> <p>自動車用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>光ファイバーケーブル</p> <p>炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>がい子（材料を問わない。）</p> <p>電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）</p> <p>一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</p>
A	<p>A A</p> <p>A A</p> <p>A B 3</p> <p>A B 3</p> <p>A B 3</p> <p>A B 3</p> <p>A B 3</p>

第九七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			A
第九八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			A
第九九類	船舶及び浮き構造物			A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			A
第九一類	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。） 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。） その他の時計（携帯用時計を除く。）			A A A A A
九一・〇五				

九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	A
九一・一三・九〇	その他のもの	A
	革製又はコンポジションレザー製のもの	X
	その他のもの	X
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	X
	その他のもの	X

<p>九三・〇六</p> <p>九三〇七・〇〇</p>	<p>革製又はコンポジションレザー製のもの その他のもの</p> <p>爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</p> <p>刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</p>	<p>八・二％</p> <p>A B A 7</p>
<p>第九四類</p> <p>九四・〇一</p> <p>九四〇一・一〇</p> <p>九四〇一・二〇</p> <p>九四〇一・三〇</p> <p>九四〇一・四〇</p> <p>九四〇一・五〇</p>	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>航空機に使用する種類の腰掛け</p> <p>自動車に使用する種類の腰掛け</p> <p>回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</p> <p>とう、オーガ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</p> <p>その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）</p>	<p>A A A A A</p>

九四〇一・六一	アップホルスターのもの	A
九四〇一・六九	その他のもの	A
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・七九	アップホルスターのもの	A
九四〇一・八〇	その他のもの	A
九四〇一・九〇	その他の腰掛け 部分品	A
	革製のもの	X
	その他のもの	A
九四〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するた めの機構を有するもの並びにこれらの部分品	A
九四〇三	その他の家具及びその部分品	A
九四〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ フ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの 及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してある かないかを問わない。）及びマットレスサポート	A
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの とし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイ ン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当	A

九四〇六・〇〇	<p>するものを除く。） プレハブ建築物</p>		A A
第九五類	<p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>		A
第九六類 九六・〇一	<p>雑品 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）</p>		A
九六〇二・〇〇	<p>植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p>		A
九六・〇三	<p>ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p>		A
九六〇四・〇〇	<p>手ふるい</p>		A A

九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	X
九六〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A A
九六〇七	スライドファスナー及びその部分品	A
九六〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六〇九項の物品を除く。）	A
九六〇九	鉛筆（第九六〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラーズチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないか	A

第九七類	美術品、収集品及びこつとう	九六一八・〇〇	品で作動するもの	九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	九六・一五	リップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品		を問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）
A		A		A		A		A		A		A	

（ブルネイ・ダルサラーム国の表は省略）